

# ふれあい教室時間外利用 利用案内

利用を希望する場合は、別紙「時間外利用申込書」を提出してください。

## ●時間外利用時間

ふれあい教室開室日の午後6時30分から午後7時まで

※通常のふれあい教室開室時間は午後6時30分までです。

## ●時間外利用料

児童1人につき月額 700円

※同一世帯で2人以上が同時に利用されている場合、一番下の学年の児童は全額とし、その他の児童は半額とします。申込みをした時点で利用料が発生いたしますので、ご注意ください。

## ●減免について

利用料の減免が適用された場合の時間外利用料は、次のとおりです。

減免要件	減免適用後の 時間外利用料
生活保護法による被保護世帯	免除
当該年度分の市民税非課税世帯でひとり親世帯等	
上記を除き当該年度分の市民税非課税世帯	月額 280円
上記を除き前年度分の所得税非課税世帯	月額 420円

## ●利用・利用停止申込み

「時間外利用申込書【登録・停止】」を青少年育成課またはふれあい教室まで提出してください。(1枚の申込書で児童3人分まで申込みできます)

※時間外利用は、希望する月のみの一月単位や、月の途中からの申込みも可能です。ただし、利用日数や申込日による減額はありません。

※時間外利用料は、利用料と一緒に口座での引落としとなりますが、申込日によっては、納付書でお支払いただく場合もございます。